

◎新潟県選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年12月27日

新潟県選挙管理委員会

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体で なくなった年月日
阿部健二	阿部健二後援会	28.07.12
青木太一郎	青木太一郎を支援する会	27.12.31
板橋卓也	いたばし卓也後援会	28.01.31
上松和子	うえまつ和子後援会	28.06.01
桜井雅浩	桜凜会	21.12.31
鴨井光夫	かもい光夫後援会	28.05.12
宮崎増次	宮崎まっすぐ友の会	28.03.31
宮崎伸	宮崎しん後援会	28.03.31